

「PFI 可能性調査及び生活環境影響調査他委託」 回答書

平成 23 年 2 月 8 日

仙南地域広域行政事務組合

告示に関する質問
<p>《質問 1》</p> <p>【4 審査方法（案）（1）】</p> <p>プレゼンテーションの公開方法について。</p> <p>《回答 1》</p> <p>審査委員会におけるプレゼンテーションの状況を広く一般に公開するものです。</p> <p>なお、傍聴人に企画提案書の配布はしませんが、告示第 1 号 8 その他（5）に示すとおり、公平性、透明性及び客観性を期するため公表する場合があります。その場合、個人情報や各社の知的財産等に関する部分については出来るだけ配慮した上で公表したいと考えています。</p>
<p>《質問 2》</p> <p>【4 審査方法（案）（1）】</p> <p>プレゼンテーションは提出した企画提案書のみで行うのですか。</p> <p>《回答 2》</p> <p>企画提案書の内容について、プロジェクター、ホワイトボードを使用しプレゼンテーションできるものとします。</p> <p>なお、企画提案書以外の新たな配布資料についてはご遠慮願います。</p>
<p>《質問 3》</p> <p>【4 審査方法（案）（2）】</p> <p>審査基準における審査項目の基準点を教えて下さい。</p> <p>《回答 3》</p> <p>平成 23 年 2 月 4 日に審査方法及び審査基準を公表しております。</p>
<p>《質問 4》</p> <p>【4 審査方法（案）（2）】</p> <p>審査基準における審査項目の内、参考見積り額と評価係数の関係について教えて下さい。</p> <p>《回答 4》</p> <p>参考見積り額と評価係数の関係については非公表となります。</p>
<p>《質問 5》</p> <p>【6 手続等（3）1）⑨】</p> <p>推薦予定の学識経験者から事前承諾を得ておく必要がありますか。</p> <p>《回答 5》</p> <p>告示第 1 号 8 その他（3）に示すとおり、企画提案書に記載した学識経験者の変更については、やむを得ない理由がない限り認めないこととしておりますことをご理解いただき、各社にてご判断願います。</p>

企画提案書作成要領に関する質問

《質問 1》

【2 本委託以外の業務進捗状況 (1)】

実施済み業務書類の貸与はするのですか。

《回答 1》

平成 23 年 2 月 9 日 (水) から平成 23 年 2 月 15 日 (火) 午後 4 時までの期間貸与します

《質問 2》

【4 企画提案書の作成要領等 (3) (4)】

平成 17 年 4 月以降の実績の解釈について。

《回答 2》

平成 17 年 4 月以降に契約した業務とします。

《質問 3》

【4 企画提案書の作成要領等 (8)】

様式 6 と様式 7-1, 2, 3, 4 の整合はどうなるのですか。

《回答 3》

様式 6 には本業務の実施体制として必要な全ての担当者を記載して構いませんが、予定担当者の経歴については様式 7-1, 2, 3, 4 の業務担当者のみ作成願います。

《質問 4》

【4 企画提案書の作成要領等 (8)】

様式 7-1, 2, 3, 4 の「※※の箇所は審査会用として作成される場合は事業者名等が認識できないよう記載願います。」について、経歴等欄に記載する業務実績については、発注者を記載してよろしいでしょうか。

《回答 4》

ここで言う事業者名等とは、提案者の会社名等ですので、発注者名を記載することは差し支えありません。

《質問 5》

【4 企画提案書の作成要領等 (10)】

A4 判としている用紙のサイズを A3 判として作成してよろしいですか。

《回答 5》

A3 判として作成するのは構いませんが、その場合 A3 判 1 枚を A4 判 2 枚相当と換算します。

《質問 6》

【5 作成条件及び提出部数 (4)】

文字サイズ 12 ポイント以上については、図又は表等についても適用されるのですか。

《回答 6》

図又は表等については 12 ポイント未満でも可とします。

仕様書に関する質問

《質問 1》

【第 2 章 1 循環型社会形成推進地域計画の見直し業務】

協議会の支援時期はいつ頃になりますか。

《回答 1》

一般廃棄物処理基本計画，施設基本計画並びに PFI 可能性調査が完了した後の，平成 23 年 10 月頃を想定しています。

《質問 2》

【第 2 章 2 一般廃棄物処理基本計画の見直し業務】

一般廃棄物処理基本計画の見直しは，構成市町も含まれるのでしょうか。

《回答 2》

平成 21 年 6 月に策定した一般廃棄物処理基本計画については，組合と構成市町が協同で策定したものであることから，構成市町も含まれております。

《質問 3》

【第 2 章 2 一般廃棄物処理基本計画の見直し業務】

一般廃棄物処理基本計画の見直しには生活排水処理基本計画も含まれるのですか。

また，変更の内容について教えてください。

《回答 3》

ごみ処理基本計画のみの見直しとなります。

平成 21 年 6 月に策定した一般廃棄物処理基本計画を基にし，最新のごみ処理人口及び排出量の推移によるごみの排出量の将来推定を行い，（仮称）仙南クリーンセンター施設計画関連，最終処分場施設関連，リサイクル施設関連等の見直しとなります。

《質問 4》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-1 (3)】

現有最終処分場に埋め立てられている可燃性廃棄物と焼却灰，残渣物は混在した状態で埋め立てられているのですか。

《回答 4》

混在した状態で埋め立てられております。

《質問 5》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-1 (3)】

現有最終処分場に埋め立てられている組成分析結果等がありますか。

《回答 5》

組成分析結果はありませんが，埋め立て種類ごとの量は把握しております。必要があれば提供します。

《質問 6》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-2 (2)】

数種の処理方式を抽出することとなっておりますが，以降の業務は抽出した業務のみの実施となりますか。

《回答 6》

（仮称）施設基本計画検討会において，組合に相応しいと判断され抽出された数種の処理方式について，以降の業務を実施することとなります。

《質問 7》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-3 (1)】

既存ごみ質調査結果について教えてください。

《回答 7》

組合では、角田衛生センター第二事業所と大河原衛生センターについて稼働以降年 4 回のごみ質分析を実施しています。

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号・平成 2 年衛環 22 号改正)別紙 2, I による方法により、ごみの種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量等を分析しています。

《質問 8》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-5】

敷地造成計画図については、どの程度の計画図でしょうか。

《回答 8》

組合において提供する平面図 (S=1/500) に、敷地造成計画の基本計画素案となる図面を作成するものです。

《質問 9》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-7】

具体的な余熱利用先は検討されているのですか。

《回答 9》

現在検討中です。

《質問 10》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-10】

検討会の所掌事務範囲について教えてください。

《回答 10》

施設整備に関する基本方針の検討を行い、組合に相応する数種の処理方式の抽出を行うものです。

《質問 11》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-10】

検討会の開催回数と開催時間を教えてください。

《回答 11》

開催回数については、各社において適切な回数及び時間を企画提案して下さい。

《質問 12》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-10】

学識経験者以外の委員と人数を教えてください。

《回答 12》

学識経験者以外の委員については検討中であるため人数についても未定です。

《質問 13》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-10】

検討会の下部組織の設置はありますか。

《回答 13》

未定です。

《質問 14》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-10 (4)】

検討会議録作成の型式について教えてください。

《回答 14》

委員会での各委員の質疑応答等が確認できる内容の会議録とします。

《質問 15》

【第 2 章 3 施設基本計画策定業務 3-10 (5)】

検討会外部委員に要する報酬額について教えてください。

《回答 15》

各社にて設定して下さい。

《質問 16》

【第 2 章 4 生活環境影響調査 4-3, 4-8】

現地調査数量が提案によって増となった場合の契約額の変更はあるのですか。

《回答 16》

仕様書に示す調査数量が組合として基本として示した数量であり, 企画提案により増となるものについては本業務の範囲内とし, 契約額の変更は無いものとします。

その他に関する質問

《質問 1》

見積り金額について、低価格調査基準又は最低制限価格の設定はありますか。

《回答 1》

設定はありません。

《質問 2》

各業務の打ち合わせ回数及び関係機関との協議回数を教えて下さい。

また、回数の増減による契約変更はありますか。

《回答 2》

告示の内容及び委託仕様書の内容に基づき、各社にて必要な回数を検討し、企画提案していただくものであるため、契約の増減はありません。